

「抱え上げない介護推進事業所」推奨事業実施要領

（目的）

第1条 施設・在宅を問わず、介護現場の支援者は、利用者の抱え上げ介護などによる腰痛の発生等、高い身体的負担や力任せの介護などに起因する利用者の二次障害の発生等の課題がある。

これに対し、力任せではない「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」介護（以下「抱え上げない介護」という。）として、介護での身体の正しい使い方や適切な福祉機器の活用等、安全で快適に働くことのできる職場環境や体制づくりに組織として取り組むことは、支援者のみならず介護の質の向上に有用である。

そこで「抱え上げない介護」の普及に取り組んでいる滋賀県社会福祉協議会（以下、県社協）が、取組事業所を質の高い介護を行う事業所として県民に推奨等を行うことにより、他の事業所への「抱え上げない介護」の普及・促進を図るとともに、介護の現場での介護者利用者への身体的負担の軽減や介護の質の向上、職場環境の改善による職員の定着確保に資することを目的とする。

（推奨）

第2条 前条の事業目的を達するため、県社協会長は「抱え上げない介護」に事業所として積極的かつ継続して取り組み、「抱え上げない介護」が定着している事業所を「抱え上げない介護推進事業所」として推奨する。

（推奨の要件）

第3条 県社協会長は、推奨審査会の審議で次に掲げる要件に該当すると判断された事業所等を、「抱え上げない介護推進事業所」として推奨する。

- （1）「抱え上げない介護推進事業所推奨事業関係研修について」（別紙1）に定める「抱え上げない介護定着研修」の修了者が2名以上在籍している事業所であること。
- （2）「抱え上げない介護推進事業所推奨申請書」（別紙様式第1号）の提出により、「抱え上げない介護」が事業所内で定着していると認められる事業所であること。

（推奨審査会）

第4条 推奨に関する事項を審議するため、推奨審査会を設置し、委員は県社協会長が委嘱する。

- 2 推奨審査会委員は若干名とし、有識者・職能団体代表等で構成する。
- 3 推奨審査会に、委員長1名を置く。
- 4 委員長は、審査会を代表し会議の議長となる。
- 5 その他推奨審査会について必要な事項は別に定める。

（推奨の申請）

第5条 推奨を受けようとする事業所は、「抱え上げない介護推進事業所推奨申請書」（別紙様式第1号）により県社協へ申請する。

(推奨証の交付)

第6条 県社協会長は推奨を決定後、当該事業所等に「抱え上げない介護推奨事業所推奨証」を交付する。

(推奨の有効期限)

第7条 推奨の有効期限は2年とする。ただし、第8条に該当する事由が生じた時は、推奨を取り消す。

2 「抱え上げない介護推進事業所」として推奨された事業所は、推奨証の交付日から2年が経過した日の属する年度内の県社協が指定する期日までに、「抱え上げない介護推進事業所推奨(更新)申請書」(別紙様式第2号)を提出し、推奨要件の継続が認められる場合は期限を更新する。

(推奨の取り消し)

第8条 「抱え上げない介護推進事業所」として推奨された事業所が、以下に該当する場合、県社協会長は推奨を取り消す。

- (1) 事業所から辞退の申し出があったとき。
- (2) 事業所が抱え上げない介護の実践が出来なくなったとき。
- (3) 事業所が第3条に定める推奨の要件を欠いたとき。

(庶務)

第9条 「抱え上げない介護推進事業所」推奨に関する庶務は、県社協で処理する。

(その他)

第10条 その他、「抱え上げない介護推進事業所」推奨に関し、必要な事項はその都度定める

【付則】

(過年度研修の読み替え)

過年度(令和元年度・2年度)に県社協(滋賀県福祉用具センター)で実施した研修については「抱え上げない介護推進事業所推奨事業関係過年度研修の読み替えについて」(別紙2)により読み替え、過年度の当該研修を修了した者は読み替え後の研修を修了したものとする。

(施行)

この要領は令和3年10月1日から施行する。